

長岡京市地域創生推進会議設置要綱

(目的)

第1条 長岡京市における人口減少対策及び地域創生の取組を推進する人口ビジョン、地域創生戦略の策定等について有識者の意見を聴取するため、「長岡京市地域創生推進会議」（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 長岡京市の人口ビジョン
- (2) 長岡京市の地域創生戦略
- (3) その他人口減少対策及び地域創生の取組を推進するために必要な事項

(委員)

第3条 会議の委員は、産業界関係者、行政機関関係者、学識経験者、金融機関関係者、労働団体関係者、マスメディア関係者及び地域創生等に関し識見を有する者とする。

- 2 会議は12人以内の委員をもって構成する。
- 3 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

(会長)

第4条 会議には、委員の互選によって会長を置く。

- 2 会長は、会議の議事を運営する。
- 3 会長に事故あるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は市長が招集し、会議の庶務は企画部政策推進課が処理するものとする。

- 2 会議は必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月13日から施行する。